

3 横断歩道橋

▶整備基準抜粋

横断歩道橋を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。
- ウ 階段には、回り段を設けないこと。

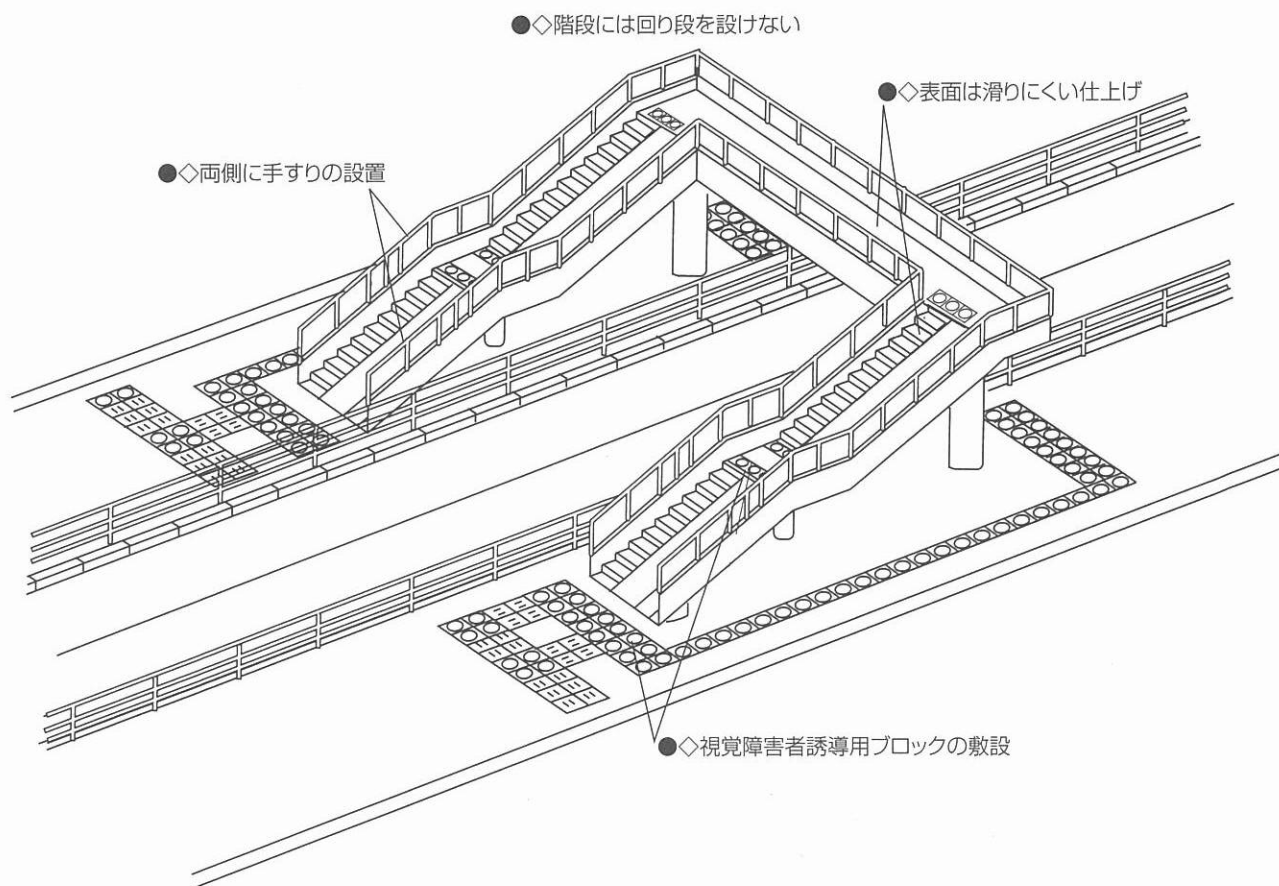
▶目標となる基準抜粋

同上

▶解説

- ・ 利用者の利便性を考慮すると、上下方向の移動が伴わない路上横断施設の方が望ましい。路上横断施設により十分な歩行者用青時間及び安全性が確保できないような場合は、移動円滑化された立体横断施設を設けるものとする。
- ・ 移動円滑化された立体横断施設の構造等については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(基礎編)(平成13年11月国土交通省道路局)によるものとする。

横断歩道橋の整備例



凡例 ●印：整備基準に定めるもの
 ◇印：目標となる基準に定めるもの
 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項